

凍結精子の凍結保存更新

便宜上、ご夫婦（奥様／ご主人様）と表記しております。事実婚の場合には本人/パートナーと読み替えてください。

【手続き期間】

受付期間は「培養結果報告書」に記載の凍結日の翌日～1か月以内となります

ご主人様本人または奥様がご来院ください（奥様による手続きは婚姻中に限ります）

WEB 予約またはアプリから【凍結更新手続き】でご予約のうえ、ご来院ください

【必要書類】

●ご主人様（ご本人様）が来院の場合

1. [凍結精子保存期間延長申請書](#)（ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）
2. [精子の凍結保存同意書](#)（ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）
3. ご主人様の QR コード
4. ご主人様のマイナンバーカード

●奥様が代理で来院の場合

1. [凍結精子保存期間延長申請書](#)（ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）
2. [精子の凍結保存同意書](#)（ダウンロード・印刷し、ご署名のうえご持参ください）
3. ご主人様の QR コード
4. ご主人様のマイナンバーカード
5. 奥様の顔写真つき本人確認書類

【医師との話】

不要

【費用】

16,500 円（自費）

凍結精子保存期間延長申請書

中林レディースクリニック
院長 中林幸士 殿

私は、中林レディースクリニックにて（凍結日※：20 年 月 日）に
凍結保存されている精子に関して、保存期間の延長を希望し、ここに依頼します。
※精子凍結報告書に記載してある凍結日をご記入ください。

20 年 月 日

住所 〒 _____

電話番号 _____

本人 （ 夫 ） 診察券番号 _____

氏名（自署） _____

精子の凍結保存 同意書

中林レディースクリニック

院長 中林幸士 殿

このたび、私は不妊症に対する治療として精子の凍結保存を希望し、
医師から下記の事柄についての説明を受けました。

1. この同意書の提出がない場合は精子凍結を実施することができません。
2. この同意書は今回の精子凍結のみ有効であり、再び精子凍結を行う場合は改めて同意書を提出してください。
3. 同意書の提出後であっても、双方もしくはどちらか一方の申し出があれば自由に同意の撤回が可能です。
4. 同意の撤回が精子凍結実施後の場合、凍結精子に関する細則に従って凍結精子を廃棄します。
5. 期限内に精子の凍結保存延長手続きをされない場合は凍結精子を破棄します。
6. 精子凍結代及び保存期間の延長代は、予告なく変更される場合があります。
7. 凍結した精子が極めて少量である場合、融解後に精子が見つからず、不妊治療に使用できないない可能性があります。
8. 一度支払った精子凍結代は如何なる理由によっても返金できません。
9. 精子凍結の通常の作業中や天災や災害等の不可抗力によって生じ得る精子の損傷・喪失に関して、当院は責任を負いません。

以上の事柄について、十分理解し納得しましたのでここに同意書を提出し、
精子の凍結保存による不妊治療を受けることを希望致します。
なお、夫婦でなくなった場合（死亡や離婚等）や、精子の凍結保存による
不妊治療を中止する場合はすぐに申し出ます。

記入日（西暦） 年 月 日

住所 〒 _____

電話番号： _____

本人氏名（夫）自署： _____（診察券番号）

※本人の意思に基づく証明として、必ず自筆で署名をお願いしております。